

# 「細野まちづくり協議会」規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、細野まちづくり協議会（以下「本会」）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地区住民主体で活動する自治会や各種団体等の連携を強化し、協働により自主的、主体的に「参加したくなる・参加しやすい地域活動づくり」を図り、いつまでも住民が手を取り合い助け合う細野地区を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 校区全体の総合的なまちづくりに関すること。
- (2) 校区内各種団体との連携及び調整に関すること。
- (3) 市との協働による事業に関すること。
- (4) その他前条を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 本会は、次の者をもって構成する（以下、「構成員」という）。

- (1) 細野中学校区に在住または在勤する者
- (2) 細野中学校区の各区（自治会）
- (3) 細野中学校区で活動する団体
- (4) 細野中学校区に所在する事業所

## 第2章 役 員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 部会長 3名
- (5) 監事 2名
- (6) 会計 1名

2 役員は、構成員の中から総会において選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の事務を総括し、本会の会計事務を行う。
- 4 部会長は、専門部会の招集と会務を総括する。
- 5 監事は、本会会計の監査にあたる。

(任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中において欠員が生じた場合は、後任者を補職する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

(総会)

第8条 総会は、規約、基本目標、事業計画、予算、決算及びその他重要事項に関することについて審議するものとする。

- 2 総会は、年1回会長が招集し、開催するものとする。ただし、役員の過半数の要求があったときには、臨時に開催することができる。
- 3 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営役員会)

第9条 運営役員会は、細野さくら会と称し、役員及び専門部会の副部長並びに小林市地域担当職員をもって構成する。

- 2 運営役員会は、総会において諮るべき事業及び本会の運営に関する審議並びに部会間の調整を行う。
- 3 運営委員会は、会長が招集するものとする。

(専門部会)

第10条 事業を企画・実施するため、本会に、次の専門部会を置く。

- (1) 安心安全部会
  - (2) こども育成部会
  - (3) 地域づくり部会
- 2 専門部会には、部会長、副部長を置く。
  - 3 専門部会は、部会長が招集する。
  - 4 専門部会を構成する団体等は別表に定めるとおりとし、いずれかの部会に所属するものとする。また、新たに組織される活動団体等においては運営役員

会の承認を得て専門部会に所属することができる。

## 第4章 会 計

(会計)

第11条 本会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

3 本会の出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

## 第5章 事務局

(事務局)

第12条 本会に、事務局を置く。

2 事務局は、旧JAこばやし南出張所内に置く。

3 事務局には、事務局員を置くことができる。

## 第6章 雑 則

(規約の変更)

第13条 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第14条 個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、本会の活動において、個人情報の収集、提供、管理等については特に慎重に行い、目的以外に利用してはならない。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規約は、平成27年1月11日から施行する。

この規約は、平成27年5月30日から施行する。

別表

専門部会名	活動及び活動団体
<p>安心安全部会</p>	<p>「活動」 自治会等を主として、地域環境衛生、安全管理、自主防災、ボランティア等の安心安全に関する地域活動</p> <p>「団体」 自治会（区・組）、民生員、老人クラブ、消防団第2部、響サロン、ボランティア会、交通安全部会</p>
<p>子供育成部会</p>	<p>「活動」 P T A、学校等が主催する各種学習活動や子どもの安心安全に関する活動</p> <p>「団体」 細野小・中学校P T A、おやじの会</p>
<p>地域づくり部会</p>	<p>「活動」 細野地区で開催される祭り等の伝統行事や伝統芸能継承並びにスポーツ交流活動</p> <p>「団体」 細野青年団、細野体育振興会、輪太鼓保存会、細野営農組合</p>